

人材紹介業務委託契約書

_____（以下「甲」という）と株式会社Qyou（以下「乙」という）とは、甲が乙に人材紹介に関する業務を委託するにあたり、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（業務内容）

甲は、乙に対して次の業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

- （1）甲の求人に対する適切な求職者の紹介
- （2）前号の紹介に関する、相談、助言、人材の開拓及び調査

第2条（人材の紹介）

乙は、甲の求人の条件に適合し、かつ甲に応募する意思のある求職者のうち、乙が適切と判断した求職者を甲に紹介する。

第3条（採用）

- 1 乙は、甲に対し、本業務の適切な遂行のため、会社案内等の資料の提供を求めることができる。
- 2 甲は、乙の紹介する求職者について採用（雇用契約のみならず業務委託契約の締結を含む。以下同様とする。）するか否かを決定した場合、別途甲乙間で決定した方法により、速やかに乙にその旨通知するものとする。
- 3 乙は、求職者が甲への入社意思を表明（雇用契約の締結のほか業務委託契約）したにもかかわらず、甲に入社（雇用契約のみならず業務委託契約を締結した場合も含む。以下、甲と求職者が雇用契約又は業務委託契約を締結した場合を「入社」という。）しなかった場合も、一切の責任を負わない。

第4条（報酬額及び支払方法）

- 1 甲が求職者の採用を決定し、当該求職者が甲に入社した場合、甲は本業務の報酬として、次の各号に基づき算定される金額を乙に支払うものとする。
 - （1）採用者の理論年収額の35%
 - （2）理論年収とは、採用者に支払われる次の金銭の合計額をいう
 - ①月次給与の12か月分又は年間業務委託報酬
 - ②前年度支払実績に基づく1年間の賞与総額
 - ③役職手当又は類似の手当の1年間の総額
 - ④住宅手当又は類似の手当の1年間の総額
 - ⑤扶養手当又は類似の手当の1年間の総額
 - ⑥営業手当又は類似の手当の1年間の総額
 - ⑦労働基準法に定める事業場外労働、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制等のみなし労働時間制を採用している場合に、支払われる手当があるときは、その1年間の総額
 - ⑧前号に関わらず、時間外労働を一定時間数に想定した上で定額として支払われる手当がある場合は、その1年間の総額
 - ⑨本項各号の他、手当と称され、又は類似の呼称で採用者に支給されることが予定されている金銭の1年間の総額（通勤手当を除く）
- 2 甲が求職者の採用を決定し、当該求職者が甲に入社を承諾後、甲都合又は甲の責めに帰すべき事由により内定を取り消した場合、採用者の理論年収額の20%を乙に支払うものとする。

- 3 甲は、第3条第2項により乙に不採用の通知をした場合であっても、当該通知日から6ヶ月以内に、甲が乙を経由せずに、当該求職者に対し雇用又は業務委託の申込みをし、当該求職者がこれを承諾し雇用契約又は業務委託が成立したときは、乙の紹介によるものとみなし第4条1項が適用されるものとする。乙による求職者の紹介後6ヶ月以内に、当該求職者について他の手段により応募があった場合も同様とする。
- 4 乙による求職者の紹介以前に、甲が第三者から当該求職者の紹介を受けていた場合、又は当該求職者から応募の意思表示を受けていた場合、甲が速やかにその旨を乙に通知しないときは、乙の紹介によるものとみなし、第1項が適用されるものとする。
- 5 乙は、甲に対し、第1項の報酬額及びこれに係る消費税について、採用者の入社日が属する月の末日までに請求書を発行するものとし、甲は、採用者の入社日が属する月の翌月末日限り、乙が別途指定する銀行口座に振込により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第5条（報酬の返還）

乙は、採用者が、自己都合による退職又は採用者の責めに帰すべき事由による解雇（ただし、労働契約法に照らして有効な場合に限る）を理由に退社した場合は、次の基準に従い前条第1項の報酬を甲に返還するものとする。なお、疑義が生じないために付言すると、甲都合又は甲の責めに帰すべき事由により採用者が退職した場合は、報酬を返還しない。

- (1) 入社日より1ヶ月以内に退社した場合：報酬額の50%
- (2) 入社日より3ヶ月以内に退社した場合：報酬額の30%

第6条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部又は一部を相手方の書面による事前の同意なしに、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第7条（機密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約の内容及び本契約の履行の過程において知り得た相手方の財政状態・経営成績に関する情報、また事業に関する計画・戦略・取引先情報、システム構成・戦略に関する情報、顧客のサービスや製品に関する情報等、技術上、営業上、その他業務上における一切の知識及び情報（以下「機密情報」という）を相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示、提供若しくは漏洩し又は本契約に定める目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、本条にいう機密情報には該当しない。
 - (1) 相手方から開示を受けた時点で開示を受けた者が既知であった情報
 - (2) 相手方から開示を受けた時点で既に公知・公用であった情報
 - (3) 相手方から開示を受けた後、開示を受けた者の責によらず公知・公用となった情報
 - (4) 相手方から開示を受けた後、開示を受けた者が正当な権利を持つ第三者より適法に入手した情報
 - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自で開発・創作した情報
 - (6) 開示することにつき、相手方の書面による同意を得た情報
- 2 甲及び乙は、相手方より開示を受けた機密情報について、自己の役職員、関係会社、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、そのほか自己に守秘義務を負う者に対して、本業務の履行に必要な範囲内で相手方の同意を得ずに開示することができる。ただし、開示の際には、当該情報の受領者に、本契約と同等の機密保持義務を負わせることを、相手方に保証するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法令に基づき司法若しくは行政機関の強制力のある命令により機密情報の開示を求められた場合（以下「開示要求」という）には、開示要求に従うために必要な範囲において、相手方の同意無く機密情報を開示することができる。ただし、本項

に基づき開示をする場合、相手方に対し、事前に開示要求について合理的な通知をし、当該情報の機密性を保持するための合理的な努力を尽くすものとする。

4 甲及び乙は、相手方の書面による申入れがあった場合、又は本契約を終了若しくは解除した場合には、直ちに全ての機密情報を相手方に返却又は破棄するものとする。機密情報の複製物及びコンピュータ、サーバー等の電子計算機に保存されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）についても同様とする。

5 本条の規定は、本契約終了後も3年間有効に存続する。

第8条（個人情報の保護）

甲は、乙が紹介した求職者に関する個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される個人情報、個人識別情報及び要配慮個人情報をいう。）を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、守秘義務を負う。

第9条（免責）

天災地変、内乱、公権力による命令処分その他不可抗力により、本業務の全部若しくは一部の実施が遅延又は不能となった場合、甲及び乙はその責任及び費用負担につき協議するものとする。

第10条（契約の解除）

1 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対し何らの通知及び催告なしに、直ちに本契約並びに甲乙間の他の契約の全部又は一部につき履行を停止し、若しくは契約を解除することができる。

- (1) 相手方が、本契約に基づく債務を履行せず、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に債務の履行をしないとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始若しくはその他の法的倒産処理手続開始の申立がなされたとき
- (3) 営業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、又はその決議をしたとき
- (4) 主要な株主又は経営陣の変更がなされ、相手方が本契約を継続することを不適当と判断したとき
- (5) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
- (6) 競売を申し立てられ、又は仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたとき
- (7) 監督官庁から営業停止又は営業許可若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
- (8) 資本の減少、営業の廃止、休止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき
- (9) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- (10) 公序良俗その他社会一般の法規に抵触する事態にある又は、そのおそれがあると判断される
とき

2 甲又は乙が前項各号のいずれかに該当した場合、本契約並びに甲乙間の他の契約から生じた相手方に対するすべての債務は、当然に期限の利益を失い、該当者は直ちに債務全額を一括して相手方に支払わなければならない。

第11条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反し相手方に損害を与えた場合には、当該違反を直接の原因として相手方現実に被った通常の損害を賠償する責を負う。ただし、当該損害が、相手方の責めに

帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
- 4 甲及び乙は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承する。
- 5 本条に基づく契約の解除は、解除した当事者から解除された当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第13条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。ただし、本契約の期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面により相手方に対し本契約を終了する旨の通知がない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間更新され以後も同様とする。
- 2 本契約が期間満了又は解約により終了した場合においても、第5条、第8条、第11条、第12条第5項及び第14条はなおも効力を有するものとし、第7条は本契約終了後3年間効力を有するものとする。

第14条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを甲及び乙は合意する。

第15条（別途協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

(以下余白)

本契約の成立の証として本書を、書面による場合は2通、電磁的記録による場合は当該電磁的記録を原本として作成し、各当事者記名押印又はこれに代わる電磁的処理を施した上で、書面の場合は各1通を、電磁的記録による場合は双方当該電磁的記録を保管する。

●年●月●日

甲

乙

兵庫県神戸市中央区御幸通6丁目1番20号
株式会社Qvou
代表取締役 久保 龍太郎